

豊橋市立吉田方中学校

いじめ防止基本方針

平成30年4月6日

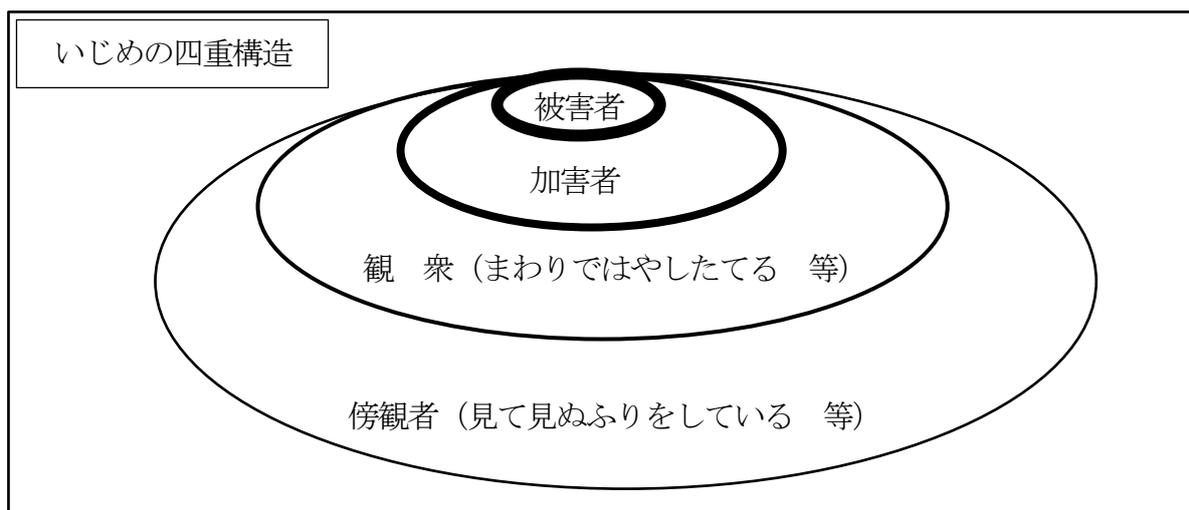
(最終改定)

令和6年4月1日

# 豊橋市立吉田方中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。友人関係における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」がいじめへと変わったり、多くの生徒が入れ替わりながらいじめを繰り返したりする場合も考えられる。また、インターネットやスマートフォン・



SNSの普及により「暴力を伴わないいじめ」が頻発している。「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもある。

いじめは被害者と加害者だけの問題ではない。周りではやしたてる子どもはいじめを積極的に是認する存在、見て見ぬふりをする子どもはいじめを暗黙的に支持する存在である。被害者、加害者、観衆、傍観者の四つは、ちょっとしたきっかけで立場が入れ替わる可能性がある。日頃から、学級や部活動などの所属集団に存在する人間関係の序列化やグループ化など、生徒がいじめの被害者にも加害者にもなりうる構造上の問題を十分踏まえておく必要がある。その上で、「いじめの四重構造」に表現されるいじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。また、常に重大事態を想定して指導にあたることが重要である。いじめが発見、認知されたときにはすでに重大な事態に至っている可能性があることを十分に理解した上で対処することが大切である。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 学校の取り組みに対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。

P…いじめの未然防止に努める試みと、生徒の実態把握のなかで明らかになった課題を解決に導く教育課程の作成

D…Pの実行

C…Dの結果の点検（ハピネスアンケート・個人面談などによる）

A…Cの結果を踏まえ、必要があればPの改善していく

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（12月）し、生徒支援部会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

### 【アンケートの項目】

#### ○教師

- ・いじめ防止に努めている。
- ・いじめ問題が起きたときに素早く対応している。
- ・生徒の間違った言動や行動に対してきちんと指導している。
- ・生徒のことについて親身に相談にのっている。

#### ○生徒

- ・先生たちは、いじめ防止に努め、真剣に対応してくれる。
- ・先生たちは、気軽に相談にのってくれる。

#### ○保護者

- ・学校は、子どもたちの間違った言動に対して、きちんと指導している。
- ・学校は、子どもたちのことについて、親身に相談にのっている。
- ・学校や先生は、いじめの早期発見に努め、問題が起きたときは素早く対応している。

### 3 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては「生徒支援部会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、校務主任、生徒指導主事（主任）、学年生徒指導担当、生活サポート主任、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員等で構成する。

#### (1) 「生活サポート」の役割

##### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・毎週火曜日の定期開催を実施し、生徒の状況把握と学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

##### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケート（ハピネスアンケート）や面談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認について、正しい理解の促進に努め、性的指向や性自認を理由とするいじめの防止に努める。

##### ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

##### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生徒支援部会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

#### 4 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル（平成25年度豊橋市教育委員会策定）」をもとに取り組んでいく。また、いじめの「未然防止」→「早期発見」→「対処」を目ざすため、①発達支援的生徒指導、②課題未然防止教育、③課題早期発見対応、④困難課題対応生徒指導に力を入れ、いじめを生まない環境づくりを進め、生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身につけるようにはたらきかけていく。

##### (1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

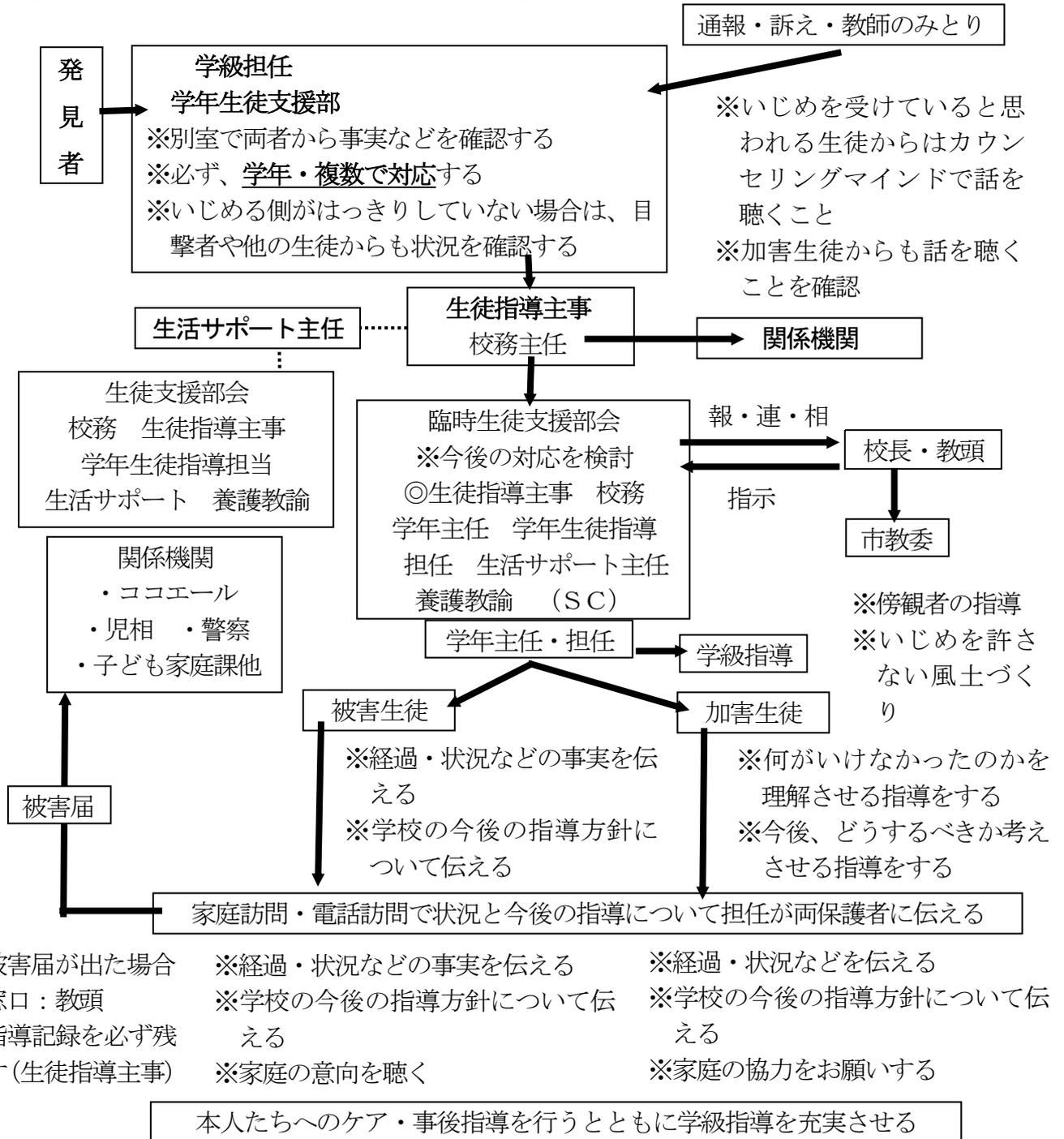
##### (2) いじめの早期発見の取り組み

- ア いじめアンケート（年7回※3年生は6回）や面談を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 校内相談室を整備したり、相談箱を設けたりするなど、生徒が相談しやすい環境を整える。
- エ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

##### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生徒支援部会」を中心に組織的に対応する。  
※P5 吉田方中学校いじめ対応マニュアル（詳細）参照
- イ 被害生徒を守りとおすという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて外部機関や警察署等とも連携して行う。

【吉田方中学校いじめ対応マニュアル（詳細）】



※被害届が出た場合  
 窓口：教頭  
 ※指導記録を必ず残す(生徒指導主事)

※経過・状況などの事実を伝える  
 ※学校の今後の指導方針について伝える  
 ※家庭の意向を聴く

※経過・状況などを伝える  
 ※学校の今後の指導方針について伝える  
 ※家庭の協力を願う

## 5 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

- (1) 校長のリーダーシップの下、直ちに「いじめ防止対策組織」や職員会議を開き、「子どもの自殺予防マニュアル」（平成25年度豊橋市教育委員会策定）に基づき、事実関係や今後の方針について情報を共有する。
- (2) 直ちに教育委員会に報告し、指導を仰ぎながら、連携して対応する。
- (3) 全職員が危機感をもって速やかに当該生徒の見守り体制を構築するとともに、家庭や関係機関、スクールカウンセラー、各種相談機関等との連携を図る。

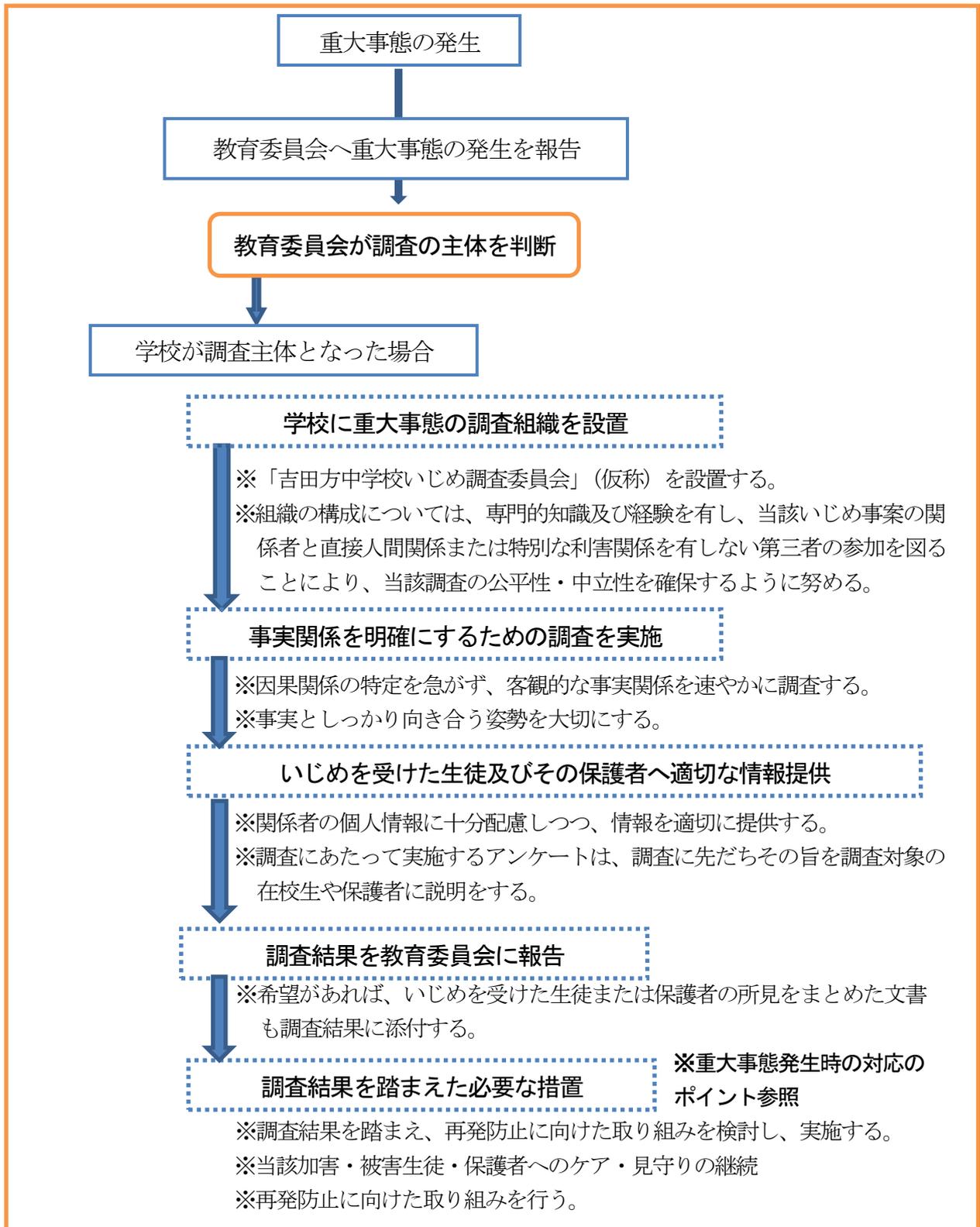
## 6 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「吉田方中学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の生徒や保護者の心のケアに努める。

## 7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初の健全育成会において保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

## 【重大事態発生時の調査対応図】



いじめ防止年間指導計画

豊橋市立吉田方中学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ防止組織の立ち上げ</li> <li>いじめ防止基本方針の周知</li> <li>相談窓口等の周知</li> <li>小中情報交換会</li> <li>校内研修（１）</li> <li>生徒支援部会(毎週火曜日に開催)</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止基本方針の見直し</li> </ul>	
					校内研修（２）						<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価</li> </ul>	
	----->											
	学校いじめ防止基本方針が機能しているか、PDCAサイクルによる検証											
未然防止	学級づくり・人間関係づくり・学校行事や様々な体験活動・道徳教育等の充実・わかる授業の実践											
	行事、吉中ふれあいタイム（縦割班活動）、学級会など、1年を通して行う活動											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級開き</li> <li>新入生歓迎会</li> <li>野外活動（1年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育祭</li> <li>カヌー体験(2年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選手激励会</li> <li>修学旅行(3年)</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>吉中祭</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>3年生を送る会</li> </ul>
				「夏休みの過ごし方」配付					<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止標語募集</li> </ul>	「冬休みの過ごし方」配付		<ul style="list-style-type: none"> <li>「春休みの過ごし方」配付</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>学校ののちの日の取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒による啓発活動</li> </ul>								
	早期発見	日常的な生徒の観察・教職員間での情報交換										
----->												
			<ul style="list-style-type: none"> <li>QU検査</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>QU検査</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>ルビ'レポート（１）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ルビ'レポート（２）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ルビ'レポート（３）</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>ルビ'レポート（４）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ルビ'レポート（５）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ルビ'レポート（６）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ルビ'レポート（７）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>面談（１）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>面談（２）</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>面談（３）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>面談（４）</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>面談（５）</li> </ul>	

# いじめ・不登校等 早期・発見チェックリスト

—気になる児童・生徒に関して見直してみましよう—

## I 表情・態度

- 笑顔を見せず、沈んでいる。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 感情の起伏が激しい。
- おどおどしている。
- 顔色が悪く、活気がない。

## II 身体・服装

- 原因不明の傷がある。
- けがの原因をあいまいにする。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- 服装が乱れている。
- ボタンがとれていたり、服がやぶけたりしている。
- 服に靴の跡がついている。

## III 持ち物等

- ノートや教科書、くつやかばんが隠される。
- ノートや教科書に落書きがある。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 机や椅子に落書きされたり、傷つけられたりしている。
- 必要以上のお金をもっている。

## IV 言動・行動

- 友達から声を全くかけられない。
- 言葉遣いが乱暴である。
- 予想外の行動にでる。
- 登校しぶりや忘れ物が多い。
- 職員室や保健室付近をうろうろしたり、保健室に行きたがる。

## V 遊び・友人関係

- 一人遊びが多い。
- よくけんかが起きる。
- 友達から不快に思う呼び方をされている。
- 笑われたり、冷やかされたりする。
- 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。

## VI 教師との関係

- 目線をあわせようとしない。
- かかわりや会話を避けようとする。
- じっと見つめているときがある。

「いじめ」とは

- ①「自分より弱いものに対して一方的に」、
- ②「身体的・心理的な攻撃を継続的に加え」、
- ③「相手が深刻な苦痛を感じているもの」とする。
- ④ なお、「起こった場所は、学校内外を問わない」こととする。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

## いじめの認知から早期対応に向けて

●日常の行動・表情の様子

- 「いじめ早期発見のためのチェックポイント」などを活用し、わずかなサインを見逃さないようにしている
- ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要と個人で判断せず、直ちに報告・相談している

●アンケートおよび個人面談

- アンケートを年間計画に位置づけ、定期的実施している
- アンケートは、欠席者や不登校生徒などに対しても、もれなく実施している
- アンケートの結果は、複数の目で確認している
- 記入後のアンケート用紙を保存している（3年間）
- 個人面談の機会をもっている
- 個人面談では、安心して話ができる環境をつくっている
- アンケートや個人面談の結果が蓄積され、毎年引き継がれている

## 組織的な対応に向けて

- アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している
- 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている
- いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している
- いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している
- 被害生徒を守り通すという意識で対応している

## 重大事態への対応について

- 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたっている
- 記録をきちんと残している  
※重大事態の場合、アンケート等も含め、記録は少なくとも5年間は保存することが望ましい。記録の廃棄については、被害生徒・保護者に説明の上行う  
(いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより)
- 記録の引継ぎがきちんと行われている

### 学校いじめ防止対策組織が行うべきこと

#### ●教職員に対して

- 教職員に対し、いじめの定義やいじめの解消の判断など周知を行っている
- 事案対処に関する教職員の資質向上を図る校内研修を、年複数回実施している

#### ●保護者・地域に対して

- 学校いじめ防止基本方針を、入学時・各年度の開始時に生徒・保護者、関係機関等に説明している。
- 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、保護者や地域住民が容易に確認できるようにしている
- いじめの相談窓口であることを周知している
- いじめの認知が「0」の場合、生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認している

#### ●未然防止に向けた取り組み

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを具体的にしている
- 具体的な年間計画を作成し、実行している

#### ●取り組みの見直しについて

- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているのかについての点検・見直し（PDCAサイクルの実行を含む）を行っている
- アンケート用紙や調査の仕方、面談の方法、いじめ事案の情報共有のあり方などを検証し、見直しを行っている